

## 【データ作成・送信から誤送信判明までの流れ】

令和5年

5月19日（金） ・総務事務厚生課の業務受託業者（株）パソナが、人間ドック実施医療機関（全48機関）ごとの受診者情報のデータ（パスワード付与）を作成し、総務事務厚生課に提出。

〔データは、人間ドック、配偶者ドック、脳ドックの3種類。1つのエクセルファイルに1シート（1種類）のみ格納されている。1医療機関に最大3ファイルを送信。〕

・総務事務厚生課の担当職員Xが各医療機関にデータを送信。

5月25日（木） ・A病院（今回誤送信が判明した病院）から受託業者に「脳ドックの受診者データに脳ドック以外のデータが入っているので、再送をお願いしたい」旨の電話連絡あり。  
※それとは別途、5月19日にB病院から「配偶者ドックのファイルの中に当病院で脳ドックを受診される方のデータが入っているため、再送信してほしい」旨の連絡があり、正しい配偶者ドックのデータを再送信（5月22日）していた経過があった。

このためA病院についても同様の事象だと判断し、A病院に送信した誤ったデータの確認を行わなかった。

・受託業者がA病院の脳ドック受診者のデータを改めて作成し、総務事務厚生課へ提出。

5月26日（金） ・総務事務厚生課の担当職員XからA病院へ当該データを再送信。  
・A病院から、「脳ドック以外の受診者のデータ（人間ドック及び配偶者ドック）については、前回（5月19日）送付されたものを使用してもよいか」との確認のメールが入る。

※庁内LANシステムの入替作業で、病院からのメール確認が翌週にずれ込む。

5月29日（月） 総務事務厚生課の職員YがA病院からのメールを認識。

5月30日（火） 上記メールを受け、総務事務厚生課の職員Yが5月19日に送信したデータの再確認を行っていたところ、A病院について、当該医療機関の受診者だけでなく、令和5年度に人間ドックを受診する全員のデータが含まれていたことが判明。

〔 ・受診者データの作成については、受託業者が人間ドックを受診する全職員等分の情報が記載されたエクセルシートを元に、受診医療機関分を抽出したデータを別シートで作成。作成終了後、元データとして使用した全職員等分のシートについては削除すべきところ、その削除作業を失念したまま総務事務厚生課に提出した。  
・県側も、メール送信時にチェックを行うべきところ、行っていなかった。〕